

「治療と仕事の両立支援」は、
令和8年4月1日から
努力義務になりました！

事業場における
治療と仕事の両立支援の取り組みには

別添18

さんぽセンターをご利用ください

産業保健総合支援センター(さんぽセンター)は、厚生労働省所管の独立行政法人労働者健康安全機構
が各都道府県に設置、運営しています。事業場の「治療と仕事の両立支援」の取り組みに対して、各種
支援サービスを**無料**で提供しています。

治療と仕事の両立支援の取り組みについて…

努力義務化にはどのように対応すればいい？

中小企業でも導入できる制度は？

個別の両立支援の進め方が分からない



さんぽセンターの活用が有効です

さんぽセンターでは、治療と仕事の両立支援の**専門スタッフ**(社労士、心理
職、保健師等)を配置し、各種支援を**無料**で提供しています。



- 相談への対応
- 事業場への訪問による制度導入支援
- 事業主と労働者の間の**個別の両立支援の調整**
および両立支援プランの作成支援
- **研修やセミナー**の開催

申込先

鳥取さんぽセンター 電話:0857-25-3431

こちらへアクセスしてください→

